

平成31年(ワ)第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件  
原告 原告1 外5名  
被告 国

証拠説明書 14 (甲A号証)

2021年12月7日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同復代理人 弁護士 佐藤 倫子

同 弁護士 宮本 庸弘

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 536	論文「婚姻を異性間に限ることの合憲性」(『法学教室』492号)	写し	2021.9	毛利透	札幌地裁判決が、区別を正当化できる理由としては同性愛に対する医学上の扱いしかなく、他はすべて同性愛者への不当な偏見であるという立場を基礎にしていると解する余地があること。
甲A 537	論文「日本における『同性愛』のstigmatizationの歴史」(『精神療法』42巻1号)	写し	2016.2	平田俊明	主に医学上の観点から見た日本における同性愛に対する認識、同性愛者等が置かれてきた社会的地位及びその変遷等。
甲A 538	論文「Psychopathia Sexualisの初邦訳について 邦訳の原典は原著第何版か？」(『京都精華大学紀要』17号)	写し	1999	斎藤光	ドイツの精神科医エビングの著書「Psychopathia Sexualis」が、1891年、「裁判医学会雑誌」に翻訳連載され始め、1894年にはこの連載をもとに「色情狂篇」が出版されたこと等。
甲A 539	書籍「裁判医学提綱前編」(抄本)	写し	1888	片山國嘉・江口襄	明治民法制定以前に同性愛が精神疾患であるとする医学的知見が存在したこと。
甲A 540	書籍「精神病学集要前編」(抄本)	写し	1894	呉秀三	明治民法制定以前に同性愛が精神疾患であるとする医学的知見が存在したこと。
甲A 541	論文「婚姻法概説」(穂積重遠・中川善之助編『家族制度全集法律篇1婚姻』。抄本)	写し	1937.1 0.13	中川善之助	明治民法下の学説において、婚姻意思の内容は当該社会の習俗的觀念に従って決定されるものとされ、同性間の婚姻は、この意味における婚姻意思を欠く無効な婚姻と見られるべきものであると説かれたこと。
甲A 542	書籍「日本親族法」(日本評論社。抄本)	写し	1942.8 .5	中川善之助	明治民法下の学説において、同性間の婚姻は婚姻意思を欠き無効であると説かれたこと。同性間の婚姻を当然無効ないし不成立とする理論はヨーロッパの教会法下の民法学説によるものであると説かれていること。
甲A 543	書籍「実用法医学綱要」(抄本)	写し	1946.5 .30	小南又一郎	現行民法制定時においても、医学上、同性愛は病理であり異常なものであるとされていたこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 544	意見書	写し	2021年 10月16 日	宝塚大学看護学部教授 日高庸晴	自殺リスクの高い集団としてLGBTQなどの性的マイノリティがあること、その背景としては、現在の40代以上のLGBT当事者の多くが直面した学齢期や思春期青年期に、LGBTに関する支援的な情報あるいは行政の施策は何もなく、それどころか日常的な会話に差別やからかい、差別発言や侮蔑的表現が横行していたこと、2016年の調査でも職場や学校でセクシュアル・マイノリティに対して差別的な言動を聞いた経験は全体で71.6%であり、どの地域や年齢層においても、ほぼ同程度に差別的な言動を見聞きする経験があったこと、LGBTQの当事者が直面する生きづらさを軽減させるためには、法律をはじめとする社会的システムの中に異性愛以外の性的指向を肯定的に捉えていくこと、異性愛者と平等な扱いをしていくことなどが必要であること
甲A 545	「日本における同性愛に対する寛容性の拡大」『 <u>相関社会科学</u> 』第22号	写し	2012年	石原英樹	一般に異質なものに対する寛容性は、異質な他者との接触が多いほど高まる。同性愛についても、実際に同性愛者の知り合いがいると寛容性が高まる。居住地の市民社会成熟度、ジェンダー対称的意識も同性愛に対する寛容性に関わるとされている。
甲A 546	性的マイノリティについての意識—2015年全国調査報告書71～77頁 (*甲A104号証の他の頁)	写し	2016年 6	釜野さおり、石田仁、風間孝、吉中崇、河口和也	科研費調査における「同性愛者」/「性別を変えた人」が周りにいるかどうかの質問に対する回答を見ると、「いる」と答えた人は同性愛者について5.3%、性別を変えた人について1.8%、「いないと思う」及び「いない」と答えた人を併せると、同性愛者について87.8%、性別を変えた人について94.2%であること等。
甲A 547	性的マイノリティについての意識：2019年(第2回)全国調査 (*甲512号証の他の頁)	写し	2020年 11月29 日	「性的マイノリティについての意識：2019年(第2回)全国調査」調査班	2019年の調査では、自分の周りにセクシュアル・マイノリティがいると認識している人の数が増加傾向にあること。「身近な人が性的マイノリティだった場合の嫌悪感」についても、「嫌だ」「どちらかといえば嫌だ」との回答は減少傾向にあること。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第11回期日

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 548	渋谷区パートナーシップ 証明 実態調査 報告書	写し	2017年 11月5 日	渋谷区	渋谷区パートナーシップ証明制度 に関わる同性カップルの特徴の一 端を明らかにするための定性的調 査の結果, 同制度によりセクシュ アル・マイノリティに対する住民 の認知度は高まり, 寛容性も増し ているものの, 法的効果がないた めにこれにより得られる利益は限 定的であること, また婚姻届では ないので親には説明できないなど の限界も明らかになったこと等